

○包括外部監査の結果に基づく措置状況の公表

栃木県監査委員告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定に基づき、栃木県知事から平成25年度及び平成29年度包括外部監査結果に対して講じた措置について通知があったので、同項の規定により次のとおり公表する。

平成31(2019)年3月29日

栃木県監査委員 池田忠
同 日向野義幸
同 金井弘行
同 平野博章

行第177号
平成31(2019)年3月15日

栃木県監査委員 池田忠様
同 日向野義幸様
同 金井弘行様
同 平野博章様

栃木県知事 福田富一

平成25年度及び平成29年度包括外部監査結果に対する措置について（通知）

このことについて、別添のとおり措置を講じましたので、地方自治法第252条の38第6項の規定に基づき通知します。

平成25年度包括外部監査結果に対する措置状況

指定管理者となっている県の出資団体の財務に関する事務の執行等について

項目	監査結果	講じた措置
1 公益財団法人栃木県体育協会 (1) 概要 ① 栃木県射撃場の減損について（指摘事項） (2) 公益目的事業会計 ① 公4：今市青少年スポーツセンター事業 (i) 全天候型テニスコートの減価償却費について（指摘事項）	クレー射撃場は、休業から10年近く経過し、今後の利用見込みは不明である。有形固定資産の減損の適用を検討すべきである。 全天候型テニスコートは平成19年以来閉鎖しているが、閉鎖後も減価償却費を計上している。遊休資産であるため、減価償却費を計上することは適切ではない。また、減損の要否を検討すべきである。	現在、クレー射撃場の撤去工事を実施しているところであり、工事完了後、有形固定資産の除却処理を行うこととする。 (スポーツ振興課) テニスコートの取扱いについて現在検討中であり、結論が出るまでの間は、引き続き有形固定資産として計上し、減価償却を行うこととした。今後、テニスコートを撤去するとの判断に至った場合には、速やかに除却処理を行うこととする。 (スポーツ振興課)

平成29年度包括外部監査結果に対する措置状況

公有財産の管理に係る財務事務の執行について

項目	監査結果	講じた措置
1 未利用財産等 (1) 元栃木女子高等学校 校長公舎 ① 利活用することが可能とされた未利用財産の取扱いについて（指摘事項）	本土地について公図と現況の相違解消手続に着手するまで5年以上が経過している。同手続は、管財課が行った方がよりスムーズであり、同要領を改正し、取扱いを見直すことを検討すべきである。	平成30（2018）年4月に「県有財産利活用事務取扱要領」を改正し、各部局の用途廃止財産について、支障要素の処理状況にかかわらず、原則、管財課に所管替えすることとした。 また、当該財産については、施設課において公図と現況の相違を解消した上、平成30（2018）年10月に管財課に所管替えを行い、一般競争入札に付した。 (管財課・施設課)
(2) 宇都宮東高等学校 ① 土地の占有放置について（指摘事項）	本土地は、地域住民がゴミステーション等として無償で使用している。使用許可申請の提出を求め、使用を許可した上で、使用料を徴収すべきである。	ゴミステーション等として使用している自治会に対し、使用許可申請の提出を求め、平成30（2018）年9月に使用許可を行った。 (施設課)
② 土地の処分について（指摘事項）	本土地は、これまで売却の検討が行われたことがない。利活用の予定がないのであれば、譲与や売却等、処分の検討を早急に進めるべきである。	敷地形状や面積から隣接地所有者以外から取得希望がある可能性は低いため、隣接地所有者の意向を確認するなど、売却等に向けた対応を図っていく。 (施設課)
(3) 宇都宮白楊高等学校 原野（上高根沢） ① 土地の処分について（指摘事項）	本土地は、約半世紀もの間、未利用となつたまま放置されている。これまで売却等に向けた調査・検討は行われていないとのことであるが、隣接地の所有者への売却の可能性もあるため、検討を行うべきである。	当該地は公道に接道していない極小地であることから隣接地所有者以外の者への売却は困難である。隣接地所有者への売却可能性を検討するため、隣接地所有者の所在調査を行うなど対応を図っているところである。 (施設課)
② 未利用県有地の処分について（指摘事項）	本土地については、隣接地所有者に売却することも可能であると思われる。仮に売却できない場合には高根沢町に譲与することも含め、処分を検討すべきである。	当該地は町道敷となっていたことが確認できたため、平成31（2019）年3月に高根沢町に譲与した。 (施設課)
(4) 栃木農業高等学校 本校実習地・田 ① 早期の処分可能性について（指摘事項）	本土地については、四半世紀以上も未利用となつたまま放置されているが、宅地としての利用は可能である	平成30（2018）年4月に「県有財産利活用事務取扱要領」を改正し、各部局の用途廃止財産について、支障要素の処理状況に関わ

	<p>ると思われる。早期に管財課への所管替えを行い、処分を検討していれば、地価下落の影響も少ないまま売却等が可能であった可能性もある。スピード感のある行政運営が望まれる。</p>	<p>らず、原則、管財課に所管替えをすることとした。また、当該財産については、現在、民間事業者に使用許可しているため、許可期間終了後に管財課に所管替えを行う。</p> <p>(管財課・施設課)</p>
(5) 元水産試験場		
① 道水路敷地の宇都宮市への譲与について（意見）	<p>県有地のうち、道水路敷地は宇都宮市へ譲与予定であるが、具体的な時期については未定である。同市とも協議の上、早急に譲与することが望まれる。</p>	<p>当該敷地の一部について、宇都宮市と使用貸借契約を締結済みである。上記敷地も含め、宇都宮市への早期の譲与に向けて、関係機関と調整を進めていく。</p> <p>(管財課・農村振興課)</p>
(6) 芳賀庁舎駐車場跡地		
① 今後の有効活用について（意見）	<p>当該土地については、芳賀庁舎移転後の利用予定はなく、平成30年3月以降は完全に未利用地となる。境界確定困難な土地ではあるが、関係者へ働きかけ協力を求めて作業を進めていくべきである。真岡市中心部の土地が長期間未利用とならないことを期待する。</p>	<p>当該土地を巡る状況を継続して確認していくとともに、貸付けについて積極的に検討するなど、適切な対応を図っていく。</p> <p>(管財課)</p>
(7) 鬼怒川廃川敷地		
① 宇都宮市上桑島町2568外		
(i) 廃川敷地の占有について（指摘事項）	<p>現地調査を実施したところ、本土地は、石碑、耕作地及び駐車場として使用されている。石碑及び耕作地として使用されている部分については、原状回復、売却又は貸付により占有状態を解消すべきである。</p> <p>また、駐車場として使用されている部分については、占有者を特定し早急に売却ないし貸付の交渉を進めるべきである。</p>	<p>占有者を確認し、占有を行わないよう指導したところであり、今後、占有者と売却等に向けて交渉を進めるとともに、現地の定期的な監視を行っていく。</p> <p>(管財課)</p>
② 宇都宮市上桑島町2575外		
(i) 廃川敷地の占有について（指摘事項）	<p>現地調査を実施したところ、野菜が栽培されていた形跡が残されていたが、県ではその事実を把握していなかった。占有されていないか定期的な監視を行い、占有されている場合は占有者を特定し占有者に対して撤去を求めるか売却又は貸付の交渉を進めるべきであった。</p>	<p>今後、占有されないよう現地の定期的な監視を行っていく。</p> <p>(管財課)</p>
(ii) 境界越境（上桑島町2575外）に	<p>現地調査を実施したところ、隣接地権者自宅の土留めの一部が県有地</p>	<p>平成30(2018)年12月に境界確認したところ、土留めの県有地への越境がないことが</p>

について（指摘事項）	に越境していた。土留めの撤去を求めるか売却又は貸付等の交渉を進めるべきである。	確認された。 （管財課）
(8) 元松鶴住宅 ① 宇都宮市への譲与について（意見）	当該土地は、道路部分・公園用地及び自治会集会所敷地といった共用部分の敷地であり宇都宮市が維持管理を行っている。現状を鑑みれば、法定外公共物と考えられるため早期に宇都宮市に譲与することが望ましい。	これまでも宇都宮市と譲与の協議を重ねてきたところであり、引き続き、同市と譲与に向けて協議を行っていく。（管財課）
(9) 元鹿沼流通業務団地 関連用地 ① 鹿沼市との共同による利活用推進について（指摘事項）	当該敷地の周りは、鹿沼市が保有しており、公共道路と接道していないことから県単独での利活用や売却は困難なため、鹿沼市と共同で利活用等することや鹿沼市への譲渡の検討を行うべきである。	鹿沼市に確認したところ、隣接する市有地の活用を検討していることであったことから、今後も継続して市と利活用に向けた協議を行っていく。（管財課）
(10) 南那須庁舎倉庫、 第二別館 ① 第二別館の処分について（指摘事項）	平成22年4月以降は未利用の状況が続いている一方で、土地の賃借料は支出している。早急に施設の廃止や市への譲与等を含めた今後の方向性についての検討を進めるべきである。	庁舎等の空きスペースの有用な利活用について、今後も関係機関等と検討を行っていく。（管財課）
(11) 佐野警察署15号公 舍敷地 ① 処分方法の検討につ いて（意見）	本件土地は、無道路地であるため、有効な活用方法が見いだせない物件であり、27年間にわたって未利用財産となっているが、本件土地の北側の畦畔を管理する佐野市に譲渡することにより、市で有効活用できる可能性もあることから、市とも定期的に連絡を取り、財産を有効活用する方策を模索されたい。	土地の接道状況から直ちに有効な活用方法を見いだすことは困難であるが、周辺地の状況も含め、当該土地を巡る状況を引き続き注視した上で、今後の対応を検討していく。（警務部会計課）
(12) 鹿沼警察署坂田山 待機宿舎 ① 今後の利活用につ いて（意見）	県の各部局での利活用の要望はないため、鹿沼市又は民間への処分の方向で検討中である。県営坂田山住宅に隣接しており、近隣には市民文化センターや市営坂田山住宅などの鹿沼市の施設があるため、市での利	平成30（2018）年10月に入札を行い、建物付きで売却した。（警務部会計課）

		用も視野に入れていることである。広い視野で活用方法を模索することが期待される。	
2 低利用の公有財産			
(1) 戸祭職員住宅	① 駐車場スペースの有効利用について（意見）	入居者用駐車場については、各部屋当たり1台分が各棟に附属している他、2台目用として南駐車場が整備されているが、いずれも半分以上が空いていることから、空きスペースの有効活用を図るべきである。	南駐車場については、御意見を踏まえ、民間での利活用も含め、有効な利活用方針を検討していく。 (職員厚生課)
(2) 下戸祭公舎（警備部長公舎、総務課長公舎）	① 幹部宿舎の建替について（意見）	現在、集合住宅型の幹部宿舎への建替えが予定され、宇都宮地区（宇都宮市、鹿沼市、下野市）全体の必要数を勘案して整備戸数を算出しているが、今後、宿舎必要数を見極め、なるべく空き家対策をしやすい工夫がなされることが期待される。	宇都宮地区における今後の宿舎必要数を見極めながら、効果的な事業の実施に努めていく。 (警務部会計課)
(3) 宝木職員住宅	① アパート一括借上の有用性について（意見）	宇都宮地区独身寮を新たに建設する計画があり、平成29年度に設計を開始し、平成31年度の完成を予定しているが、今後も独身寮の需要が多いという保証はないため、築浅の賃貸物件などを一括借上して柔軟に対応することも検討すべきである。	宇都宮地区独身寮については、計画室数の妥当性及び周辺民間アパート借上げとの比較検討を行った上で、建設に着手したものであるが、御意見も参考としながら、今後とも効果的・効率的な事業の実施に努めていく。 (警務部会計課)
(4) 黒磯埼玉住宅	① 募集停止期間の利活用について（指摘事項）	黒磯埼玉住宅の耐用年限45年のうち入居募集期間は30年間のみであり、残り15年間は募集停止する方針としているが、この方針では募集停止期間が長くなってしまい、空室の有効活用を図ることができない。入居希望者には退去に関して事前に同意をもらっておく等の対応をし、少しでも空室を有効に活用する方法を模索すべきである。	長寿命化計画において、県営住宅ごとに使用年限を明らかにし、空き家期間を最小限（3～5年間）とする運用を開始した。 また、使用年限が近づいている住宅については、入居者に十分に説明をし、移転先の確保等の相談に応じることとしている。 (住宅課)
	② 指定管理者の修繕費負担について（指摘事項）	大田原地区と佐野・足利地区的県営住宅の管理は指定管理者が行っており、30万円以下の修繕費は指定管理者が負担することになっている。適時適切な修繕が施され、建物の長寿命化が促進されるような仕組みづ	指定管理者に年間の修繕計画を提出させ、四半期ごとに見直しを行い、適時適切な修繕を行うよう指導することとした。 (住宅課)

		くりが必要である。
(5) 小山横倉第二住宅 ① 募集停止期間の利活用について（指摘事項）	黒磯埼玉住宅と同様に、小山横倉第二住宅も利用年数43年のうち入居募集期間は30年間のみであり、残り13年間は募集停止し、用途廃止に向けた準備に入っている。募集停止期間の空室を有効に活用する方法を模索すべきである。	長寿命化計画において、県営住宅ごとに使用年限を明らかにし、空き家期間を最小限（3～5年間）とする運用を開始した。また、使用年限が近づいている住宅については、入居者に十分に説明をし、移転先の確保等の相談に応じることとしている。 (住宅課)
(6) 宇都宮宝木住宅 ① 募集停止期間の利活用について（指摘事項）	宇都宮宝木住宅の耐用年限は70年であるが、築後25年～29年程で募集停止しており、有効活用されている期間が短い。黒磯埼玉住宅、小山横倉第二住宅と同様に、募集停止期間の空室を有効に活用する方法を模索すべきである。	長寿命化計画において、県営住宅毎に使用年限を明らかにし、空き家期間を最小限（3～5年間）とする運用を開始した。また、使用年限が近づいている住宅については、入居者に十分に説明をし、移転先の確保等の相談に応じることとしている。 (住宅課)
② 建替事業の規模の検討について（意見）	人口減少により現在の住宅供給量が必要なくなることは明白である。また、昨今の低金利も後押しし、住宅取得は以前に比べて容易になっており、公営住宅自体の役割も低下している。今後建替を行う場合には、住宅規模について十分に調査し、規模縮小の方向で検討する必要がある。	公営住宅の供給目標を住生活基本法に基づく県住宅マスターplanにおいて位置付け、適切な供給・管理を図っている。また、社会経済情勢の動向を踏まえて、5年ごとに当該プランの改定を行っていく。 (住宅課)
③ 建替事業実施による既存住宅への影響について（意見）	家賃については公営住宅法で定められており、市場原理に基づき、低家賃で古い住宅への需要分散を図ることは困難である。築年数が経過している物件を有効活用するためにには、新しい住宅を増やしすぎないことが重要になってくるため、建替事業を実施する場合には、既存の県営住宅への影響も十分考慮して住宅供給量を検討すべきである。	既存の県営住宅は、長寿命化計画に基づく長寿命化型改善工事を実施し、既存ストックの有効活用を図ることとしている。なお、建替に際しては、既存住宅の入居状況等を踏まえた供給計画としていく。 (住宅課)
④ 募集停止による機会損失について（指摘事項）	全面的改善事業を予定していたため平成18年度から募集を停止していたが、個別改善事業で対応することになったことから、結果論ではあるが、募集を停止する必要はなく、有効活用する機会を逃してしまった。機会損失の重大性に対する意識を強く持ち、慎重な判断を行うべきである。	現在は、長寿命化計画により、全面的改善事業ではなく長寿命化型改善事業を実施し、既存住宅の有効活用を最大限図るようにしているところであり、引き続き適切な対応を図っていく。 (住宅課)

(7) いちご研究所公舎 ① 廃止の意思決定について（指摘事項）	平成23年4月以降の入居実績はなく、今後の利用が見込まれない状況であるため、早急に廃止の意思決定をすべきである。	現在、未利用財産として位置付けており、民間への売却等を検討している。 (管財課・経営技術課)
3 利活用している公有財産 (1) 東車庫 ① 取得価格について（指摘事項）	県は、「塙田駐車場」を法人税法に基づく減価償却資産とみなし、平成22年度末の残存価額相当額で取得しているが、残存価額相当額算定の基礎となった税法の耐用年数は、実質的な耐用年数と必ずしも一致せず、残存価額相当額が適正な時価であるとは言い難い。取得価格は不動産鑑定評価等の評価額等適正な評価額により決定すべきであった。	「塙田駐車場」の残存価額については、法人税法に基づく減価償却資産とみなして算出したものであり、合理的な価格で取得したと認識しているが、今後、同様の事案が生じた場合には、指摘内容も踏まえ、適切な対応を図っていく。 (交通政策課)
② 公有財産管理台帳登録価格について（指摘事項）	東車庫の取得価格と公有財産管理台帳に登録された取得価格が一致していない。実際の取得価格を登録して公有財産管理台帳を修正すべきである。	実際の取得価格に公有財産管理台帳を修正した。 (管財課)
③ 有効活用について（意見）	公用車の利用枠は、駐車可能台数244台に対し179台で、残りの65台分が予備あるいはタイヤ置場となっている。また、一般来庁者枠の稼働率も、平均的に極めて低い。駐車場施設が有効に活用できるような方策を検討していただきたい。	東車庫は県庁舎地下駐車場と地下連絡通路で繋がっており、地下駐車場の満車時等には、地下駐車場から同車庫の一般車区画枠に警備員等が誘導するという運用を行っている。平成29（2017）年度の一般車による東車庫の稼働日割合はほぼ100%（開庁日：244日、使用実績日数：242日）であり、現在の運用は適正なものと考えているが、御意見も踏まえ、今後とも東車庫の有効活用に努めていく。 (管財課)
(2) グリーンスタジアム ① グリーンスタジアムの存在意義について（意見）	グリーンスタジアムの収支は大幅な赤字となっており、また、芝生の全面張替えには2億円程度の資金が必要である。県民の意識高揚のため県内にJリーグのチームを持つことの必要性については理解できるが、一競技のために県税をこれほど投入してまで、グリーンスタジアムの存在意義があるのか、将来も含め甚だ疑問を感じざるを得ない。	グリーンスタジアムでは、Jリーグの試合だけではなく、県レベルの各種大会等も開催されている。また、いちご一会とちぎ国体の競技会場にもなることから、今後も適切に管理運営を行っていく。 なお、平成31（2019）～32（2020）年度において、芝生の全面張替を行う予定としている。 (スポーツ振興課)
(3) 図書館 ① 所蔵資料の付保に	付保状況を確認したところ、建物	損保会社において県立図書館の資料に関

について（意見）	自体は付保されているが、所蔵資料は付保されていないことが判明しました。所蔵資料の中には貴重な資料もあるため、保険契約の締結により県有財産の価値を保全すべきである。	する保険商品はなかったため、所蔵資料に付保することは困難である。また、近県の県立図書館に保険の加入状況を確認したところ、資料について保険に加入している図書館はなかった。 (生涯学習課)
② 図書館の今後について（意見）	平成24年1月に栃木県立図書館あり方検討委員会から報告書が知事に提出されているが、施設のあり方については抽象的な指摘にとどまり、具体的な提言は行われていない。できるだけ早い時期に、同委員会の指摘を踏まえた、具体的な検討を行うことが望まれる。	県庁舎周辺の土地利用のあり方について全般的に検討が進められているため、その状況を注視するとともに、現在の図書館が抱える課題を整理し、新しい図書館に求められる機能や役割を検討していく。 (生涯学習課)
(4) ライフル射撃場		
① クレー射撃場解体工事費の負担に関する協議の記録について（指摘事項）	クレー射撃場敷地は県が所有し県体育協会に無償で貸与しているが、建造物の所有者は県体育協会である。県がクレー射撃場の撤去費用を負担することはやむを得ないが、使用貸借契約において定めのない事項であることから、県と県体育協会との協議内容等を書面により整理すべきである。	クレー射撃場撤去工事を県が代行することについて、平成30（2018）年4月に県と県体育協会において書面による契約を締結した。 (スポーツ振興課)
(5) 国指定史跡小金井一里塚		
① 下野市への無償譲与について（意見）	県は、現在の貸付期間が満了となる平成31年3月31日までには、下野市に無償で譲与する方向で事務レベルの協議を行っている。もっと早い段階で地元自治体への無償譲与を行うことにより、県の事務負担を削減できたものと思われる。	本件については、平成31（2019）年2月1日に県と下野市で譲与契約を締結した。今後、同様の案件が生じた場合には、御意見を参考としながら、適切な対応を図っていく。 (管財課・文化財課)
(6) メガソーラー事業地		
① 貸付料の特例を設ける必要性について（意見）	本件の貸付では、特例を設け、事業者との協議により貸付料を決定しているが、特例を設ける積極的な理由はなく、本件の貸付に対し特例的な取り扱いをする必要性はなかったと考える。	今後、同様の案件が生じた場合には、御意見を参考としながら、適切な対応を図っていく。 (地球温暖化対策課)
② 未利用期間中の利活用推進について（指摘事項）	本件の用地は、原種生産事業中止からメガソーラーマッチング事業開始までの18年間は未利用地となっていた。将来の活用方法を模索しつつ各種機関との調整を図っていたとのことであるが、より積極的に利用方法を模索すべきであった。	今後、同様の案件が生じた場合には、指摘内容を踏まえ、適切な対応を図っていく。 (経営技術課)

(7) 生きがいの森 ① 林地の維持管理の状況について（指摘事項）	現地確認を行ったところ、アスファルト舗装の遊歩道の頭上に4～5メートル程の折れた枯枝が枝に引っ掛けた状態で放置され、非常に危険な状態であった。県は、平常点検の実効性を高め、危険木の早期発見に努めるべきである。	確認された危険木の処理については、平成31（2019）年1月下旬から2月上旬にかけて実施した。また、危険木の早期発見のために、職員による巡視を毎月1回から2回に増やし、職員が対応可能な危険木は、その場で除去している。（自然環境課）
(8) 小山扶桑住宅 ① 建替事業の住宅規模について（指摘事項）	小山地区では県営住宅の再生事業として住宅戸数を縮小する集約整備を進めているが、住宅規模は従前と同程度の戸数を確保することとしている。人口減少により現在の住宅供給量は必要なくなることが予測されることなどから、住宅規模については調査等を徹底し、慎重に検討すべきである。	公営住宅の供給目標を、住生活基本法に基づく県住宅マスター・プランにおいて位置付け、適切な供給・管理を図っている。また、社会経済情勢の動向を踏まえて、5年ごとに当該プランの改定を行っていく。 なお、建替に際しては、所在市町と将来の供給目標量に関する協議・調整を行った上で実施している。（住宅課）
(9) 栃木県民ゴルフ場 ① ゴルフ場を県営で行うことの意義について（意見）	栃木県民ゴルフ場は指定管理者制度を採り入れており、ゴルフ人口が減少するなかで過去最高入場者数を記録しているが、県に支払う納付金が少ないためゴルフ場の利用料金を低価格に設定できていることは否めない。民業圧迫とならないよう周辺ゴルフ場の価格の動向を注視し、今後、必要に応じて納付金の増額も検討する必要がある。	栃木県民ゴルフ場の入場者数は、平成29（2017）年度から2年連続で過去最高を記録したものの、近隣かつ同価格帯のゴルフ場と比較しても入場者数は多い方ではなく、民業圧迫には当たらないと考えているが、御意見も参考しながら、周辺ゴルフ場との住み分けに配慮した運営を行うとともに、リーズナブルな価格帯で県民へのスポーツ機会の提供を図っていく。 なお、利用料金は周辺ゴルフ場の価格等を参考に設定している。 また、指定管理者の納付金については、平成31（2019）年度から5年間、現在よりも増額になる予定である。（経営企画課）
(10) 消防防災総合センター（防災館） ① 今後の修繕計画について（意見）	開館以来26年が経過しているが、現時点での今後の設備更新計画や改修計画は特に策定されていない。現時点でも、起震装置の故障も多く発生しており、消防防災総合センター（防災館）の今後の再投資や改修の実施に係る長期的な計画の策定に早期に取り組むべきと考える。	設備の定期保守点検や適時必要に応じた修繕等を行っており、現在、運営に当たつての特段の支障は生じていない。今後は、老朽化等による支障も見込まれることから、設備更新計画を策定し、順次、予算化を図り必要な整備を行っていく。（消防防災課）
(11) 元盲学校敷地 ① 公有財産台帳の管理について（指摘事項）	県で管理している公有財産台帳の土地面積と土地賃貸借契約書の土地	公有財産台帳の面積が正しいため、契約更新時（H31(2019).4.1）に、使用貸借契約

項)	面積が一致していない。早急に不一致の原因を解明して、正確な貸地面積を確定し、公有財産台帳または賃貸借契約書を修正すべきである。	書に記載する貸付面積を修正する。 (管財課)
(12) 栃木ヘリポート ① 利用の向上について（意見）	ヘリポートの着陸回数（利用）は、ピーク時と比較すると大きく減少しているが、設置目的からして着陸回数（利用）が減少することは望ましいことではない。国内の一定規模以上のヘリポートの大半が指定管理者制度を導入しており、栃木ヘリポートにおいても、認知度やサービス向上のため、指定管理者制度導入も検討に値するものと考える。	これまで、栃木ヘリポートにおける指定管理者制度導入の可否について検討した結果、県の重要な災害活動拠点として継続的に管理を行う必要がある等の観点から、直営管理体制を継続することとした。 (交通政策課)
(13) 岡本台病院 ① グランドの有効活用について（意見）	敷地内にはグランドがあるが、患者の運動療法等の利用のみであまり活用されていない。近隣住民と共同のイベント開催の再実施や民間への開放等、有効な活用方法を模索していくべきであると考える。	敷地内のグランドについては、患者の作業療法等の治療を目的に活用しているところであるが、これまで、業務に支障がない範囲で、近隣住民や近隣団体等へグランドや駐車場の貸出しを行うなど有効活用に努めてきた。今後も引き続き、病院業務の利用を優先しながら、有効活用に努めていく。 (保健福祉課)
② 経営形態のあり方の検討について（意見）	地方独立行政法人化によって、現場レベルでの迅速な意思決定により利用者のニーズに機敏で柔軟な対応が可能となり、医療の質、サービスが向上するとともに、効率的で透明性の高い病院経営が実現すると言わわれている。今後、「地方独立行政法人化」の検討を推進していただきたい。	医療觀察法病棟の安定運営や精神科救急医療体制等の課題が残されていることから、当面はその課題に優先的に取り組むこととし、経営改善の状況等も考慮しながら、一般地方独立行政法人化に向け、検討を続けていく。 (保健福祉課)
4 使用許可・貸付		
(1) 使用料・貸付料の減免について		
① 南第2別館（庁舎の一部） (i) 貸付契約更新の事務について（指摘事項）	県は、減免の根拠について明文化し、担当者が異動しても貸付事務が滞らないようにすべきである。	平成30（2018）年度中に減免の理由及び根拠を明文化した一覧表を作成し、担当者の異動の際に、適切な引継ぎを行うこととする。 (管財課)
② 学校法人自治医科大学排水施設 (i) 使用許可の申請について（指摘）	県は、学校法人自治医科大学に対して排水施設の使用許可をしている	大学構内の食堂等の状況を確認した上、平成30（2018）年4月1日に一般財団法人

事項)	が、食堂等を運営する一般財団法人からは使用許可の申請がなされておらず使用許可を与えていない。学校法人と一般財団法人は別個の法人格であるため、一般財団法人からも使用許可の申請をさせるべきである。	自治医科大学協会に対して排水施設の使用許可を行った。(管財課・医療政策課)
(ii) 使用料の減免について(指摘事項)	当該排水施設の使用許可の申請者は学校法人であり、減免により使用料を納めていないが、食堂等を運営する一般財団法人は収益を上げている団体と推測されることから、現状に沿った使用料を算定・徴収すべきである。	平成30(2018)年4月1日に一般財団法人自治医科大学協会に対して排水施設の使用許可を行った上、同財団から使用料を徴収した。(管財課・医療政策課)
③ とちぎアグリプラザ(建物の一部)		
(i) 貸付契約更新の事務について(指摘事項)	県は、平成16年の当初貸付時においては使用料の減免基準7(5)を準用し、貸付料を100%減免としているが、以後の契約の更新時において、適用すべき減免基準についての十分な検討がなされていなかった。契約更新時においては、現行の基準に沿って契約内容を十分に審査すべきであった。	監査の指摘を踏まえ、使用料・貸付料の一斉点検(959件)を実施し、減免の妥当性や適用する減免基準の見直しを行った。 とちぎアグリプラザについては、施設整備の経緯を踏まえ、減免の妥当性及び適用する減免基準について見直しを行い、次回の契約更新時(平成31(2019)年4月)においては、減免基準5(5)(知事が特別の理由があると認めるとき)該当として、引き続き減免することとする。 (管財課・農政課)
(ii) 使用料の減免について(指摘事項)	栃木県農業者懇談会による「防除の手引き」の発行等は、法人税法上の収益事業に該当すると考えられることから、県は適切に貸付料を算定・徴収すべきである。	上記(i)のとおり、減免基準5(5)(知事が特別の理由があると認めるとき)該当として、引き続き減免することとする。 (管財課・農政課)
④ 産業技術センター(敷地)		
(i) 使用料の減免について(指摘事項)	㈱とちぎ産業交流センターは公共的団体に該当しないと考えられることから、県は適切に使用料を算定・徴収すべきである。	監査の指摘を踏まえ、使用料・貸付料の一斉点検(959件)を実施し、減免の妥当性や適用する減免基準の見直しを行った。㈱とちぎ産業交流センターについては、施設整備の経緯を踏まえ、減免の妥当性及び適用する減免基準について見直しを行い、減免基準5(5)(知事が特別の理由があると認めるとき)該当として、引き続き減免することとした。(管財課・工業振興課)
(2) 収入未済・不納欠損について		
① 県民生活部		
(i) 選考委員会の	応募業者から提出された決算書か	食堂スペースは、平成28(2016)年度か

委員構成について (指摘事項)	<p>らは、創業間もない会社の資金繰りの悪化が予想されたものの、選考委員会ではそのような問題が提起されていなかった。選考委員に外部有識者を加えるなどして、審査を慎重に行って財務内容が健全な会社を選考し、滞納金の発生を事前に防ぐべきであった。</p>	<p>ら女性の起業支援の一環としてチャレンジショップ事業のためのスペースとしており、出店業者撤退後はレストラン事業者の募集を実施していない。今後、同様の事案が生じた場合には、指摘内容を踏まえ、適切な対応を図っていく。</p> <p>(人権・青少年男女参画課)</p>
② 産業労働観光部 (i) 滞納処分の手続について (指摘事項)	<p>財務会計事務マニュアルに定める滞納処分の手続やその前提となる財産調査が行われていなかった。県は、滞納金を徴収するにあたり、財務会計事務マニュアルに基づき適切な財産調査や滞納処分を行うべきであった。</p>	<p>債務者の行方が分からず、財産調査等を行うことが困難な状況にある。今後、同様の事案が生じた場合には、指摘内容を踏まえ、適切に滞納処分を実施することとする。</p> <p>(観光交流課)</p>
③ 県土整備部 (i) 所在調査について (指摘事項)	<p>県は、県営住宅から転居した使用料の滞納者の所在調査を行って、滞納金を徴収すべきである。</p>	<p>所在調査の結果、所在が判明した滞納者については、滞納金の徴収に努めている。また、今後、同様の事案が生じた場合には、指摘内容を踏まえ、適切に滞納処分を実施することとする。</p> <p>(住宅課)</p>
5 廃道廃川敷 (1) 一級河川逆川廃川敷 ① 購入意思の確認について (指摘事項)	<p>県は、隣接地の相続登記完了後に隣接地権者への接触は図っていないかった。売却の機会を逃さないよう定期的に隣接地権者の意思確認をすべきである。</p>	<p>平成30（2018）年3月に、廃道廃川敷の隣接地権者に対して取得等の意思確認を行うよう各土木事務所の担当者に周知・依頼した。</p> <p>なお、当該地について、隣接地権者の意向を確認したところ、取得等の意思は示されなかつたことから、今後は保全管理に努めていく。</p> <p>(用地課)</p>
② 売却交渉について (指摘事項)	<p>本土地については、売却交渉開始から30年近く経過しており、時間が空いてしまったことが売却を妨げる一因にもなっている。早急に売却交渉を進めるべきであった。</p>	<p>平成30（2018）年3月に、廃道廃川敷の隣接地権者に対して取得等の意思確認を行うよう各土木事務所の担当者に周知・依頼するとともに、隣接地権者及び占有者との適切な交渉に努めた。今後、同様の案件が生じた場合には、指摘内容を踏まえ、適切な対応を図っていく。</p> <p>(用地課)</p>
③ 逆川右岸の占有について (指摘事項)	<p>現地調査を実施したところ、隣接地権者所有と思われる納屋が県所有地に建築されていた。隣接地権者に建築物の撤去を命令するか、売却又は貸付により、占有状態を解消する必要がある。</p> <p>また、隣接地権者との交渉記録に</p>	<p>占有物所有者と交渉したところ、建物を撤去する意向が示された。今後、撤去完了まで、監視及び催促等の進捗管理を行うとともに、経過について記録することとする。</p> <p>(用地課)</p>

	は、当該納屋に関する記述は一切見当たらなかった。真正な記録を残すよう心がけるべきである。	
④ 逆川左岸の占有について（意見）	現地調査をしたところ、隣接地権者が水田として使用しており、境界杭が耕作地の中に建っていた。既往使用料を徴収する等の対応が必要である。	平成30（2018）年9月28日に占有者と売買契約を締結し、併せて過去10年間分の既往使用料を徴収した。 (用地課)
(2) 県道佐野古河線廃道敷		
① 廃道敷西方の占有について（指摘事項）	現地調査を実施したところ、隣接地権者自宅の垣根の一部が県所有地にかかっていた。垣根の除去を命令するか、売却又は貸付により、占有状態を解消すべきである。	平成31（2019）年2月13日に占有者と売買契約を締結し、併せて過去10年間分の既往使用料を徴収した。 (用地課)
② 廃道敷東方の占有について（指摘事項）	現地調査を実施したところ、隣接地権者の敷地に利用されていた。分筆費用を理由に売却交渉が難航している物件であるが、占有面積に応じた貸付料を徴収することは可能であることから、早急に貸付の交渉を進めるべきである。	平成31（2019）年2月12日に占有者と売買契約を締結し、併せて占有期間分の既往使用料を徴収した。 (用地課)
(3) 廃道廃川敷の貸付		
① 貸付契約時の既往使用料の徴収について（意見）	貸付契約締結時における既往使用料の徴収方針を明確化して課内に周知すべきである。	既往使用料の徴収方針について、各土木事務所の担当者に対して周知・説明し、適切に対応するよう徹底を図った。 (用地課)
② 貸付契約の促進について（指摘事項）	既往使用料の計算期間を10年間としているが、貸付契約締結が遅れた場合、消滅時効により10年以上前の期間の使用料の徴収ができなくなる。不法な占有状態を早期に解消し、消滅時効により既往使用料が徴収不能となることや、貸付契約時期の相違による不公平を回避するため、占有されている廃道廃川敷については、早期に貸付契約を締結すべきである。	平成30（2018）年3月に、廃道廃川敷の占有者に対して貸付の機会を逃さないよう各土木事務所の担当者に取扱いの徹底を図った。また、占有者に対しては、定期的に交渉を行っている。 (用地課)
(4) 占有廃道廃川敷の管理		
① 廃道廃川敷の不法占有の継続について（指摘事項）	無償で不法占有が継続している廃道廃川敷について、いずれのケースにおいても処分あるいは貸付困難な事情が認められるものであるが、結果的に不法な占有状態が継続してお	平成30（2018）年3月に、廃道廃川敷の占有者が売払い（貸付）契約に応じない場合でも、既往使用料を徴収するよう各土木事務所の担当者に取扱いの徹底を図った。 なお、一部の占有廃道廃川敷について、

	<p>り当該廃道廃川敷の適切な管理が行われているとは認めがたい状況である。廃道廃川敷の不法占有の状態は早期に解消すべきである。</p>	<p>占有者と売買契約を締結し、併せて過去10年間分の既往使用料を徴収した。</p> <p>(用地課)</p>
② 「県有財産占用確認書」の徴求について（指摘事項）	<p>県有財産占用確認書の提示を求めたところ、全ての土木事務所において「なし」との回答であった。栃木県県土整備部廃道廃川敷処理事務取扱要領に基づき、不法占有者から、県有財産占用確認書を徴するべきである。</p>	<p>平成30（2018）年3月に、廃道廃川敷の占有者に対して県有財産占用確認書を徴取するよう各土木事務所の担当者に取扱いの徹底を図った。</p> <p>なお、一部の占有廃道廃川敷について、県有財産占用確認書を徴取した。</p> <p>(用地課)</p>
③ 占有始期の把握（意見）	<p>廃道廃川敷占用状況調査票等を閲覧したところ、占有開始時期が把握されていないケースが多い。調査が困難であることも理解できるが、過年度の航空写真や事情聴取などにより、可能な限り占有の始期を把握すべきである。</p>	<p>各土木事務所の担当者に対して、占有開始時期の把握に努めるよう徹底を図るとともに、今後新たな不法占有が発生しないよう、道路河川監視員の協力体制を整備した。</p> <p>(用地課)</p>
④ 廃道廃川敷占用状況調査票について（指摘事項）	<p>関係土木事務所で作成している廃道廃川敷管理台帳及び廃道廃川敷占用状況調査票を閲覧したところ、占有の事実があるにも関わらず、廃道廃川敷占用状況調査票が作成されていないケースが多数あった。占有の事実がある場合は、同要領に基づき廃道廃川敷占用状況調査票を作成すべきである。</p>	<p>占有の事実のある全ての箇所について、廃道廃川敷占用状況調査票を作成した。</p> <p>(用地課)</p>
⑤ 廃道廃川敷管理台帳及び廃道廃川敷占用状況調査票の保管について（意見）	<p>県では、廃道廃川敷管理台帳及び廃道廃川敷占用状況調査票について、売却処分等した廃道廃川敷に係るこれらの書類は保管せずに廃棄しているとのことであったが、後日その内容を確認する可能性もあり、一定期間の書類保存が望まれる。</p>	<p>処分後の廃道廃川敷管理台帳等の保管期間について、各土木事務所ごとに判断していたが、県有財産の処分に関する文書と同様に長期保存することとした。</p> <p>(用地課)</p>
⑥ 用地課での状況把握について（意見）	<p>用地課には年に一度、関係土木事務所長から廃道廃川敷管理台帳及び廃道廃川敷占用状況調査票の副本が送付されており、送付時点までの状況は把握できるものの、送付時点以降の状況は把握できない。廃道廃川敷の状況や占有の状況が常に把握できるようなシステムの構築が望まれる。</p>	<p>県庁内の情報共有ドライブを活用し、台帳等の最新状況が把握できるようにした。また、変更が生じた際は、速やかに更新することとした。</p> <p>(用地課)</p>
6 取得及び処分		

<p>(1) 生態系保全空間整備事業用地</p> <p>① 土地の取得日の登録について（指摘事項）</p> <p>② 買収予定地の評価方法について（意見）</p> <p>③ 不動産鑑定評価の依頼方法について（指摘事項）</p>	<p>県では、換地処分公告の翌日を土地の取得（異動）年月日として、公有財産管理台帳に記載（入力）しているが、実質的な所有権移転の日を取得（異動）年月日として公有財産管理システムに登録すべきである。</p> <p>県では、起業用地の買収価格の算定にあたり、「栃木県施行の公共事業に伴う損失補償基準の運用方針」に基づき標準地比準評価法を採用し、土地の買収価格を算定しているが、買収予定地が一箇所の場合は、標準地比準評価法に固執する必要性はないものと考えられ、その買収予定地そのものの鑑定評価を依頼した方が、適切であり効率的である。</p> <p>起業用地の取得にあたり、買収予定地である圃場整備区域内の土地の評価については、圃場整備後の条件で評価することとしたが、不動産鑑定評価額は圃場未整備地を前提とした鑑定評価額となっていた。不動産鑑定評価依頼時には、「鑑定評価依頼書」などにおいて、鑑定評価の方針を明確に伝えるべきである。</p>	<p>創設非農用地換地予定地の換地処分前引渡し方式に係る実質的な土地の所有権取得日（土地の引渡し年月日）を取得（異動）年月日として公有財産管理システムに登録することとし、各農業振興事務所の担当者に対して周知を図った。（農地整備課）</p> <p>監査報告の意見も参考にしながら、引き続き適正な価格算定に努めていく。（農地整備課）</p> <p>今後は、「鑑定評価依頼書」などにおいて、疑義が生じないよう鑑定評価の方針を明確に伝えるとともに、評価条件に適合した鑑定評価を行っているかどうか適宜確認することとする。（農地整備課）</p>
<p>(2) 公共施設用地（本町）占有部分の処分について</p> <p>① 既往使用料の徴収について（指摘事項）</p>	<p>平成20年に境界確認を実施し、隣接地所有者（占有者）と交渉を開始していることから、少なくとも、占有者は、その時以降は占有していることを認識していたはずである。占有物件の処分に際しては、既往使用料を徴収すべく交渉すべきであった。</p>	<p>今後、県が土地を取得する場合は、越境物の整理を記録した文書を残し、適正に管理・処分していく。</p> <p>また、過去において占有物件の事実が確認された場合には、既往使用料を徴収すべく交渉を行うこととする。（管財課）</p>
<p>(3) 廃道廃川敷処分について</p> <p>① 廃道廃川敷管理台帳及び廃道廃川敷占用状況調査票の記載について（指摘事項）</p>	<p>廃道廃川敷管理台帳及び廃道廃川敷占用状況調査票の記載内容を確認した結果、財産の状況及び占用の始期等の記載がなく、その状況が不明である。廃道廃川敷管理台帳及び廃道廃川敷占用状況調査票には、財産の状況、占有の始期、経緯や交渉の</p>	<p>各土木事務所の担当者に対して、廃道廃川敷管理台帳及び廃道廃川敷占用状況調査票を詳細に記載するよう徹底を図った。（用地課）</p>

	経過が判るように記載すべきである。	
② 占有物件の売払の促進について（指摘事項）	既往使用料の計算期間を10年間としているが、売払い処分が遅れた場合、消滅時効により10年以上前の期間の使用料の徴収ができなくなる。不法な占有状態を早期に解消し、消滅時効により既往使用料が徴収不能となることや、売払申請時期の相違による不公平を回避するため、占有されている廃道廃川敷については、早期な売払交渉がなされるべきである。	平成30（2018）年3月に、廃道廃川敷の占有者に対して売払い（貸付）の機会を逃さないよう各土木事務所の担当者に取扱いの徹底を図った。また、占有者に対して定期的に交渉を行うとともに、現地の定期的な監視を行っている。（用地課）
7 耐震・改修工事		
(1) 県有建築物の耐震化工事		
① 耐震化の対応について（意見）	平成28年度末現在で耐震化が完了していない防災上重要な県有建築物のうち、対応方針が決定していない13棟について、速やかに対応方針を決定すべきである。なお、13棟のうち、本庁舎南第二別館は、平成28年以降は倉庫として活用されているが、その活用度は低く、耐震改修工事等を行うとしても、利活用方針の検討が必要と考えられる。	13棟のうち、7棟について対応方針を決定したところであり、引き続き、施設所管課における検討を進めていく。 なお、本庁舎南第二別館については、デスティネーション・キャンペーン業務及び国体準備業務のための倉庫利用が想定されていることから、今後も本庁舎の倉庫としての利用を継続する。（管財課・建築課）
② 耐震診断の未実施について（指摘事項）	耐震化が完了していない防災上重要な建築物のうち、県体育館は、耐震診断を実施していない。県体育館は、多くの県民が利用する施設であり、新体育館の竣工は平成33年頃の予定であるため、少なくともそれまでの期間は利用されることになる。早急に耐震診断を実施すべきである。	新体育館及び新武道館を整備中であることから現在耐震診断の予定はないが、いちご一会とちぎ国体に向けた競技力向上のため、練習会場として高いニーズがあることを考慮し、日頃の点検等を通じて施設の安全性を確保した上で利用者の安全対策に万全を期することとする。 (スポーツ振興課)
(2) 県有建築物の改修工事		
① 実行可能性のある修繕計画の早期作成について（意見）	県有建築物全般及び県営住宅について、限られた財源の中で、ますます老朽化が進む建築物の保全・長寿命化を適切に実施するためには修繕計画の作成が急務であることから、修繕計画を早急に作成する必要がある。	県有建築物全般については、長寿命化工事の対象施設や事業費等を示す5カ年の中期的な計画である「県有建築物長寿命化工事実施計画」を策定したところであり、平成31（2019）年度から本計画を基本に計画的に長寿命化を推進していく。 また、県営住宅については「栃木県公営住宅等長寿命化計画」に基づき、施設の修繕・改善・更新等を効率的・効果的に実施していく。（管財課・住宅課）

8 基金で保有する財産		
(1) 元宇都宮中央郵便局跡地		
① 土地評価額の妥当性の検討について（指摘事項）	<p>元宇都宮中央郵便局敷地は郵政省が所有する土地との交換により取得しているが、県が郵政省の示した価格の妥当性について検討した記録は残されていなかった。国と土地の交換があった場合においても、取得する土地の評価額の妥当性について検討を行い、その根拠資料を保管すべきである。</p>	<p>当時の独立行政法人からの取得価額の根拠については鑑定評価書の要旨によるものだが、現在は取得価格の妥当性を示す不動産鑑定評価書等の資料を保管しており、適切な対応に努めている。</p> <p style="text-align: right;">(管財課)</p>
② 土地の含み損について（意見）	<p>基金で保有する土地の取得価額と路線価評価額とを比較した場合、約30億円もの含み損（推定）が生じることになる。県では、基金で保有する土地については、全ての土地の時価は把握していないことであるが、一部に多額の含み損が生じているのが現状である。</p>	<p>当該土地について、仮に時価による売却額を試算した場合は、取得価格と比べて含み損が生じると考えられるが、社会経済情勢の変化に伴い地価が取得当時と比べて全国的に下落したことによるものである。</p> <p style="text-align: right;">(管財課)</p>
③ 有効な利活用の検討について（意見）	<p>当該土地は、県庁舎の周辺整備事業という言わば漠然とした目的で取得されたものであり、最終的な用途が未確定のまま取得したものと考えられる。現在、元栃木会館敷地や元宇都宮中央郵便局敷地など県庁周辺の土地について、利活用方針の検討が行われているが未だ利活用方針は決まっていない。近隣土地と合わせて県民にとって有効に利活用されることを期待する。</p>	<p>当該土地の恒久的な利活用方針については、栃木会館跡地やシンボルロードの方と合わせて、今後の行政需要や財政状況等を考慮しながら検討する必要があることから、引き続き府内関係課と検討していく。</p> <p style="text-align: right;">(総合政策課・管財課)</p>
(2) 本町合同ビル駐車場		
① 企業局への無償貸付について（意見）	<p>平成20年以降現在に至るまで、企業局との協定により、当該駐車場は企業局に無償で貸し付けている。その根拠を公共性が高いためとしているが、社会福祉法人栃木県社会福祉協議会に転貸され、時間貸し駐車場としての活用がメインとなっていることから、企業局への無償の貸付については疑問を感じざるを得ない。</p>	<p>貸付の経緯を踏まえ、減免の妥当性及び適用する減免基準について見直しを行い、減免基準5(5)（知事が特別の理由があると認めるとき）該当として、引き続き減免することとした。</p> <p style="text-align: right;">(管財課・経営企画課)</p>
② 来庁者用駐車場としての機能について（意見）	<p>県は、当該駐車場を本町合同ビルの来庁者用駐車場として活用することとしており、附置義務駐車場として宇都宮市に申請をしているが、当該駐車場は、近隣の状況等からかな</p>	<p>当該駐車場には、駐車受付や秩序維持のため、平日8時15分から18時まで管理人を設置している。当該駐車場が平日に満車になるのは、月3回程度であり、満車の際には同じ附置義務駐車施設である「栃の実駐</p>

	<p>り稼働率が高いと想定されるため、本町合同ビル利用者が当該駐車場を利用できない状況にならないよう対策が望まれる。</p>	<p>車場」に誘導し、本町合同ビル利用者の駐車に支障が出ないよう対策を講じている。 (管財課・経営企画課)</p>
③ 利活用検討の促進 (意見)	<p>今後の利活用方針は、県庁周辺土地の整備計画が確定した後、その計画に連動して利活用を検討することであるが、現在では白紙の状態である。現在の利用状況は実質的に時間貸し駐車場であり、当初の基金での先行取得の目的外で事業の用に供されている状況を踏まえ、利活用の検討を促進すべきと考える。</p>	<p>県庁舎の周辺整備事業の検討状況を踏まえながら、当該土地の有効な利活用方針を検討していく。 (管財課)</p>
(3) 公館南駐車場 ① 利活用検討の促進 (意見)	<p>今後の利活用方針は、県庁周辺土地の整備計画が確定した後、その計画に連動して利活用を検討することであるが、現在では白紙の状態である。現在の利用状況は実質的に貸し駐車場であり、当初の基金での先行取得の目的外で事業の用に供されている状況を踏まえ、利活用の検討を促進すべきと考える。</p>	<p>県庁舎の周辺整備事業の検討状況を踏まえながら、当該土地の有効な利活用方針を検討していく。 (管財課)</p>
(4) 産業支援拠点施設整備用地 ① 利活用検討の促進について（意見）	<p>近隣は、商業施設が展開しており、民間での開発需要はあるものと考えられる。これまで長期間、利活用の方針が決まらなかった土地であることから、民間での利活用も視野に入れるべきと考える。</p>	<p>御意見を踏まえ、民間での利活用も含め、有効な利活用方針を検討していく。 (工業振興課)</p>
② 土地評価額の妥当性の検討について（指摘事項）	<p>土地取得の契約にあたり、取得価額は独立行政法人都市再生機構の示した鑑定評価額によっているとのことであるが、記録としては鑑定評価書の要旨が残されているのみである。鑑定評価書の写しを入手して、確認書類として整備すべきと考える。</p>	<p>当時の独立行政法人からの取得価額の根拠については鑑定評価書の要旨によるものだが、現在は取得価格の妥当性を示す不動産鑑定評価書等の資料を保管している。 (管財課・工業振興課)</p>
9 システム概要 (1) 公有財産管理システム ① バックアップ用磁気テープの保管場所について（指摘事項）	<p>公有財産管理システムのバックアップ用磁気テープは、バックアップ元である業務サーバと同じ県庁本庁内のサーバ室に保管されているが、</p>	<p>バックアップ用磁気テープは、サーバー室のある建物と別の建物内の鍵付き鉄庫にて保管することとした。 (管財課)</p>

	<p>サーバ室が損傷等を受けた場合、バックアップという本来の目的を果たすことが困難となることから、業務サーバとは別の建物に保管すべきである。</p>	
② アクセス管理について（指摘事項）	<p>公有財産管理システムは、アクセスログが保管されておらず、アクセス管理が適切に行われているとは言い難い。アクセスログを一定期間保存するなどして、システムへのアクセス管理を適切に行うべきである。</p>	<p>担当者が週に1度アクセスログを確認し、ログインデータについて一定期間保存することとした。 (管財課)</p>
③ 入力内容の確認について（指摘事項）	<p>公有財産台帳を通査したところ、公有財産（建物）の建築日と取得日との不一致及び財産処分価格の誤入力があった。いずれも、データ入力の誤り及び確認もれと考えられるところから、ダブルチェックを行うなどして、データ入力誤りを防止すべきである。</p>	<p>入力誤りについては、公有財産台帳を修正した。 なお、指摘のあった入力誤りは全て旧システムで入力されたものであり、現行システムでは、財産管理者の入力後、管財課で内容の確認・承認を行わないとデータが確定されず、ダブルチェック体制は整備されている。 (管財課)</p>
(2) 県有施設最適化システム		
① ユーザパスワードの変更促進機能について（指摘事項）	<p>県有施設最適化システムの本格運営に向け、定期的にパスワードの変更をユーザに対して促し、それでも変更しないユーザについては、利用を制限するような機能を付加すべきである。</p>	<p>パスワードの定期的な変更は不要であると国が方針転換したことを踏まえ、毎年度の定期異動等の際に、適切なパスワードの設定（必要に応じて変更）と管理を促すなど、県のセキュリティポリシーに沿った対応をしていく。 (管財課)</p>
② バックアップ用磁気テープの保管場所について（指摘事項）	<p>県有施設最適化システムのバックアップ用磁気テープは、バックアップ元である業務サーバと同じ県庁本庁内のサーバ室に保管されているが、サーバ室が損傷等を受けた場合、バックアップという本来の目的を果たすことが困難となることから、業務サーバとは別の建物に保管するべきである。</p>	<p>バックアップ用磁気テープは、サーバ室のある建物と別の建物内の鍵付き鉄庫にて保管することとした。 (管財課)</p>
③ ユーザのアクセス管理について（指摘事項）	<p>県有施設最適化システムは、アクセスログが保管されておらず、アクセス管理が適切に行われているとは言い難い。アクセスログを一定期間保存するなどして、システムへのアクセス管理を適切に行うべきである。</p>	<p>アクセスログを定期的に出力し、不正なアクセスがないか確認を行うとともに、アクセスログを一定期間保存することとした。 (管財課)</p>
④ 公有財産管理システムのデータとの整合性	<p>県有施設最適化システムのデータと公有財産管理システムのデータが</p>	<p>県有施設最適化システムの本格運用までに、公有財産管理システムとのデータマッ</p>

合性について（意見）	整合していない事例が散見された。県有施設最適化システムの正式運用を目指して、早急にデータの整備を行るべきである。また正式運用後も定期的にデータのマッチング作業を行い、データについて両システム間で齟齬がないように留意すべきである。	チング作業を実施した。また、正式運用後は、職員及び保守業者が定期的にデータのマッチング作業を行うこととした。 (管財課)
------------	--	---